

高知県が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領（様式） 新旧対照表

新	旧
<p>様式5 一次下請業者の社会保険等未加入に係る取扱いについて（通知）</p> <p>下記1の工事に係る下記2の者との一次下請契約について、（※様式2の文書日付および文書番号）で通知したところですが、下記3のとおり、一次下請業者の社会保険等未加入がやむを得ないものとは認められません。</p> <p>ついては、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第7条の2第1項の規定に反するものとして、契約書第7条の2の規定により、別途制裁金を請求することとなる見込みですので、通知します。</p> <p>様式6 一次下請業者の社会保険等未加入に係る取扱いについて</p> <p>下記1の工事について、下記2の社会保険等未加入に係る理由の申立書を平成 年 月 日に受け、内容を確認したところ、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第7条の2第2項に定める特別な事情があるものと認めますので、通知します。</p> <p>なお、今後は下記3のとおり対応してください。</p>	<p>様式5 一次下請業者の社会保険等未加入に係る取扱いについて（通知）</p> <p>下記1の工事に係る下記2の者との一次下請契約について、（※様式2の文書日付および文書番号）で通知したところですが、下記3のとおり、一次下請業者の社会保険等未加入がやむを得ないものとは認められません。</p> <p>ついては、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第7条の2第1項の規定に反するものとして、契約書第7条の2の規定により、別途制裁金を請求することとなる見込みですので、通知します。</p> <p><u>なお、下請契約の請負代金の総額が契約書に定める額を下回るようになったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を申し出てください。</u></p> <p>様式6 一次下請業者の社会保険等未加入に係る取扱いについて</p> <p>下記1の工事について、下記2の社会保険等未加入に係る理由の申立書を平成 年 月 日に受け、内容を確認したところ、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第7条の2第2項に定める特別な事情があるものと認めますので、通知します。</p> <p>なお、今後は下記3のとおり対応してください。</p> <p><u>また、下請契約の請負代金の総額が契約書に定める額を下回るようになったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を申し出てください。</u></p>

新	旧
<p>様式7 下請業者の社会保険等未加入について（通知）</p> <p>3 状況（いずれかに○をすること。）</p> <p>(1) 2について、社会保険未加入の状態であること。</p> <p>(2) 2について、一次下請でかつ社会保険等未加入の状態であるが、やむを得ないものであると判断し、受注者に対し是正を要請したこと。（※様式6の写しを添付する。）</p> <p>(3) 2について、一次下請でかつ社会保険等未加入の状態であり、建設工事請負契約書第7条の2に反するものとなる見込みであること。（※様式5の写しを添付する。）</p> <p>(4) 建設工事請負契約書第7条の2第1項に違反したことに伴い、指名停止措置の対象となること。（※制裁金を請求した収入調定書の写しを添付する。）</p>	<p>様式7 下請業者の社会保険等未加入について（通知）</p> <p>3 状況（いずれかに○をすること。）</p> <p>(1) 2について、社会保険未加入の状態であること。</p> <p>(2) 2について、一次下請でかつ社会保険等未加入の状態であるが、やむを得ないものであると判断し、受注者に対し是正を要請したこと。（※様式6の写しを添付する。）</p> <p>(3) 2について、一次下請でかつ社会保険等未加入の状態であり、建設工事請負契約書第7条の2に反するものとなる見込みであること。（※様式5の写しを添付する。）</p> <p>(4) 建設工事請負契約書第7条の2第1項に違反したことに伴い、指名停止措置の対象となること。（※制裁金を請求した収入調定書の写しを添付する。）</p> <p><u>(5) 契約書第7条の2に定める工事でなくなったこと。</u></p>